

様式 2

第 号

県の回答（対応状況等）

令和 6 年 10 月 23 日

（ご意見標題） 医療ケア児の短期入所受け入れ

（担当課） 生活福祉部障害福祉課

（ご意見要約）

- ・ 医療的ケア児を受け入れる短期入所事業所の拡大

（回 答）

本県において、医療的ケア児等に対する短期入所のサービスが十分に確保されていない状況が課題となっております。

本県では、人工呼吸器による呼吸管理や、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要なお子さん（医療的ケア児）やそのご家族が、お子さんの心身の状況に応じた適切な支援を受けられるようにするため、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、令和 5 年 7 月 28 日に沖縄県医療的ケア児支援センターを開設しております。

また、同センターが中心となり医療的ケア児を受け入れる短期入所事業所の拡大を目的に、医療的ケア児を受け入れている短期入所事業所等を対象とした「短期入所事業所連絡会議」を開催し、各事業所の現状と課題の共有や、他事業所の取組共有等を行っているところです。

お問い合わせの件につきましては、沖縄県医療的ケア児支援センターやお住いの市町村へのご相談をご検討ください。